

令和 7 年度こども誰でも通園制度の 実施内容の方向性

令和 7 年 2 月 18 日

子ども・子育て会議「教育・保育部会」資料

本格実施までのスケジュール

令和 6 年度 モデル事業

- 本格実施を見据えたモデル事業を実施（市内23施設）
- 量の見込みと確保方策（R7～R11）の策定
- 「設備及び運営に関する基準」条例の制定
- 実施事業者の認可（既存園）

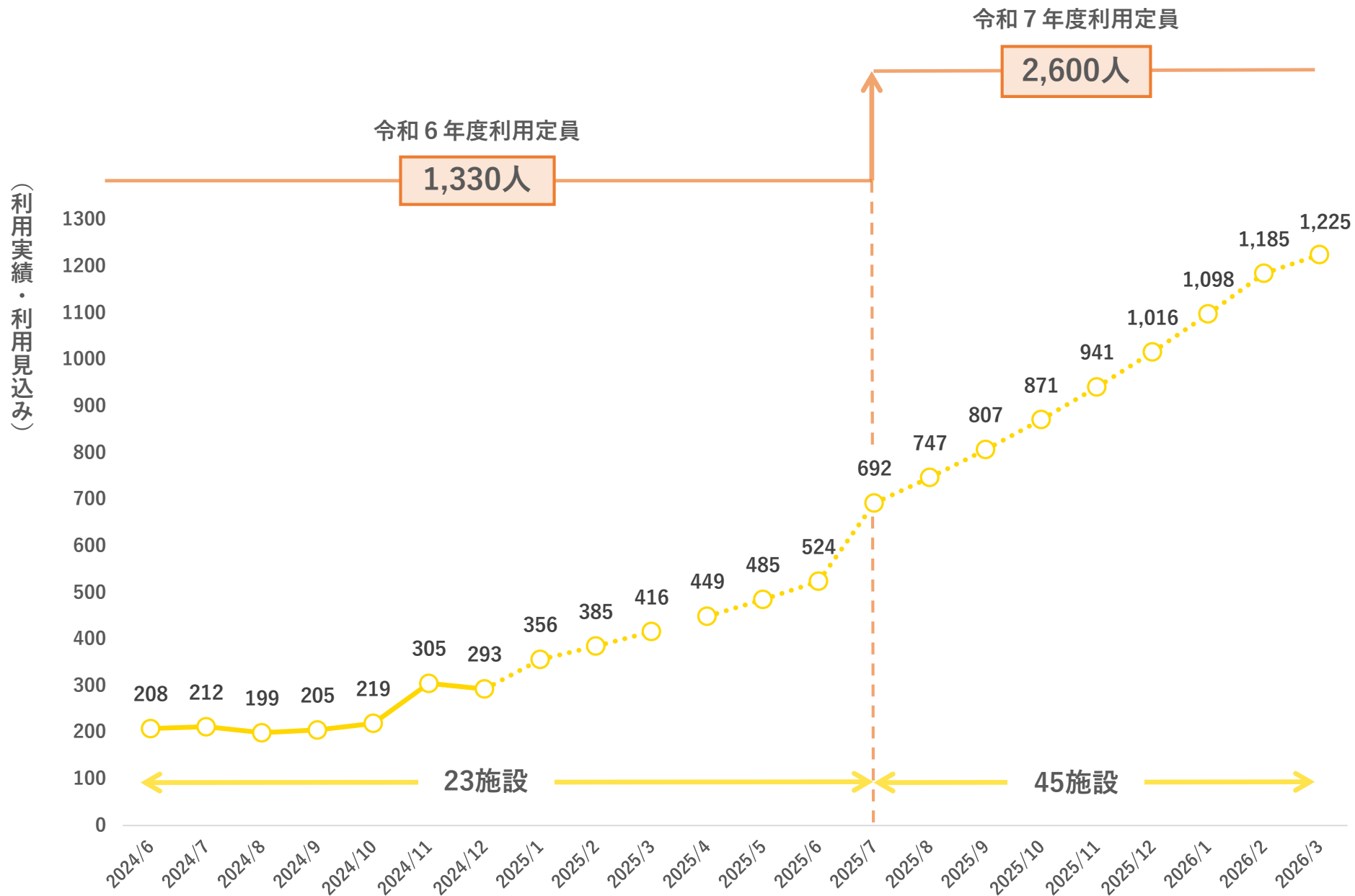
令和 7 年度 乳児等通園支援事業

- 子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業
- 実施事業者の認可（新規園）
- 総合支援システム（予約管理システム）の稼働
- 要綱（確認）の制定・規則の改正（利用料）

令和 8 年度 乳児等のための支援給付

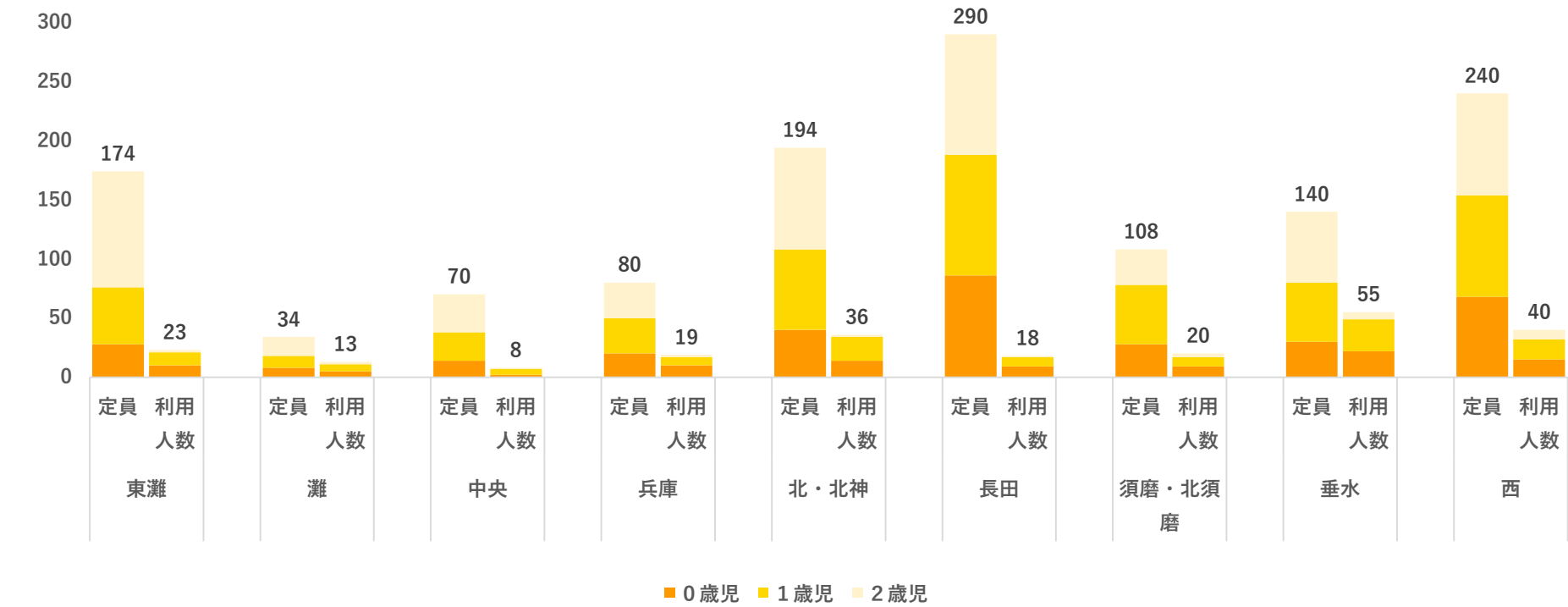
- 子ども・子育て支援法上の新たな給付制度（全ての利用者に一定の権利性が生じる）
- 利用者の認定
- 実施事業者の認可・確認

令和6年度モデル事業の実施状況



令和 6 年度モデル事業の実施状況

定員設定に対する利用状況（6～12月平均）



	東灘	灘	中央	兵庫	北北神	長田	須磨北須磨	垂水	西	合計
定員	174人	34人	70人	80人	194人	290人	108人	140人	240人	1,330人
利用人数 (月平均)	23人	13人	8人	19人	36人	18人	20人	55人	40人	233人
利用率	13.2%	38.2%	11.4%	23.8%	18.6%	6.2%	18.5%	39.3%	16.7%	17.5%

令和6年度モデル事業の実施状況



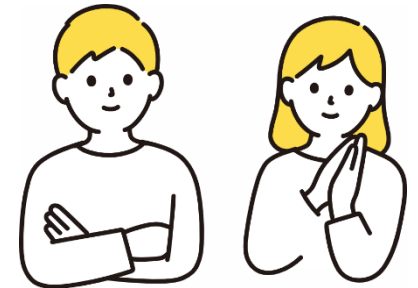
実施施設の声

- 最初は泣いてばかりいるこどもも、利用するにつれ泣かなくなり、在園児と触れ合うなど、月10時間ではあるが、成長が見られるなどの声を聞くことが多くなった。
- 担当保育士も当初、戸惑いや負担感を感じられることがあったが、経験を積むことにより、徐々に負担感は和らぎ、前向きに捉えられるようになった。

- こどもについて新たな気付きを得られた
- 子育てを楽しめるようになった
- 子育ての中で孤独や負担感を感じるものが減った

～利用後のこどもの変化について～

- 保護者がいない場所でも保育者や他のこどもと過ごすことができるようになった
- 新しいことに取り組む機会が増えた
- 施設で覚えたいろいろな遊びをするようになった



保護者の声

実施内容の方向性

	令和 6 年度	令和 7 年度（案）
実施施設数	23施設	45施設（継続23施設・新規22施設）
対象年齢	0歳 6 か月～ 2 歳	0歳 6 か月～ 2 歳
実施期間	2 期制（Ⅰ期: 6 ～10月/Ⅱ期:11～ 3 月）	2 期制（Ⅰ期:7～10月/Ⅱ期:11～ 3 月） ※継続23施設で4～6月継続利用可
利用時間※1	上限10時間／月	上限10時間／月
利用方法	定期利用・スポット利用	定期利用・スポット利用
実施方法※2	・ 一般型 専用室独立型(誰通児のみ) 専用室独立型(一時保育児合同) 在園児合同型	・ 一般型 専用室独立型(誰通児のみ) 専用室独立型(一時保育児合同) 在園児合同型 ・ 余裕活用型
利用料	300円／時間	300円／時間
補助金※3	(国基準) 0 歳児：850円／時間 1 歳児：850円／時間 2 歳児：850円／時間	(国基準) 0 歳児：1,300円／時間 1 歳児：1,100円／時間 2 歳児：900円／時間
定員設定※4	0 歳児・ 1 歳児・ 2 歳児の定員を 必ず 1 人以上は確保すること	1 歳児・ 2 歳児の定員を 必ず 1 人以上は確保すること
職員配置	一般型A(専用室独立型(誰通児のみ))の場合、 職員 2 名のうち 1 人は子育て支援員でも可	本事業に従事する職員は 保育士資格保有者のみとする。

定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
 スポット利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

※赤字は変更点

実施内容の方向性

利用可能時間※1

- 利用者アンケートでは、月の利用時間は上限20時間が適当だという意見が多かったが、国が令和7年度も上限は月10時間としており、本市においても上限10時間とする。

余裕活用型の実施※2

- 令和6年度モデル事業では、待機児童の観点から余裕活用型の実施を認めていなかったが、令和7年度事業では、利用者ニーズへの対応や他都市の実施状況を勘案し、余裕活用型の実施を認めてはどうか。

補助単価※3

- 国基準通りとする。

年齢別定員設定※4

- 令和6年度モデル事業では、全ての年齢区分（0・1・2歳）の定員を設けることを要件としているが、令和7年度事業では、1歳児のニーズが高いことを踏まえ、少なくとも1・2歳児の定員を設けることとしてはどうか。

実施内容の方向性

実施施設数

- 令和7年度事業では、国から神戸市に対する補助総額の範囲内で施設数を決定する（45施設程度）。
- 令和8年度以降については、令和6年度・令和7年度の利用者ニーズの動向や、利用実態等を踏まえて検討することとしてはどうか。

認可スケジュール

- 令和6年度モデル事業実施の23施設については、4月からも継続利用いただけるよう、令和6年度中に認可を行うこととしてはどうか。
- 令和7年度から新たに事業を実施する施設（22施設程度）については、4月以降に公募を行い、認可の上、7月から実施することとしてはどうか。

一時保育との関係

- 国は、こども誰でも通園制度と一時保育は別制度と整理する一方、こども誰でも通園制度の利用可能時間を月10時間にとどめていることから、一時保育との関係の整理については、国の動向や、利用者ニーズの動向・利用実態等を踏まえて、令和7年度中に検討することとしてはどうか。

令和7年度事業の年間スケジュール

	継続23園（予定）	新規園
3月	● 保育所等認可部会で認可	
4月	● 利用継続可	● 新規事業者の公募開始
5月		● 新規事業者の選定・公表 ● 保育所等認可部会で認可
6月		● 利用者募集の開始（Ⅰ期） ● 予約管理システム稼働
7月		● 全施設で利用開始（Ⅰ期）
11月		● 全施設で利用開始（Ⅱ期）

予約管理システム（総合支援システム）

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

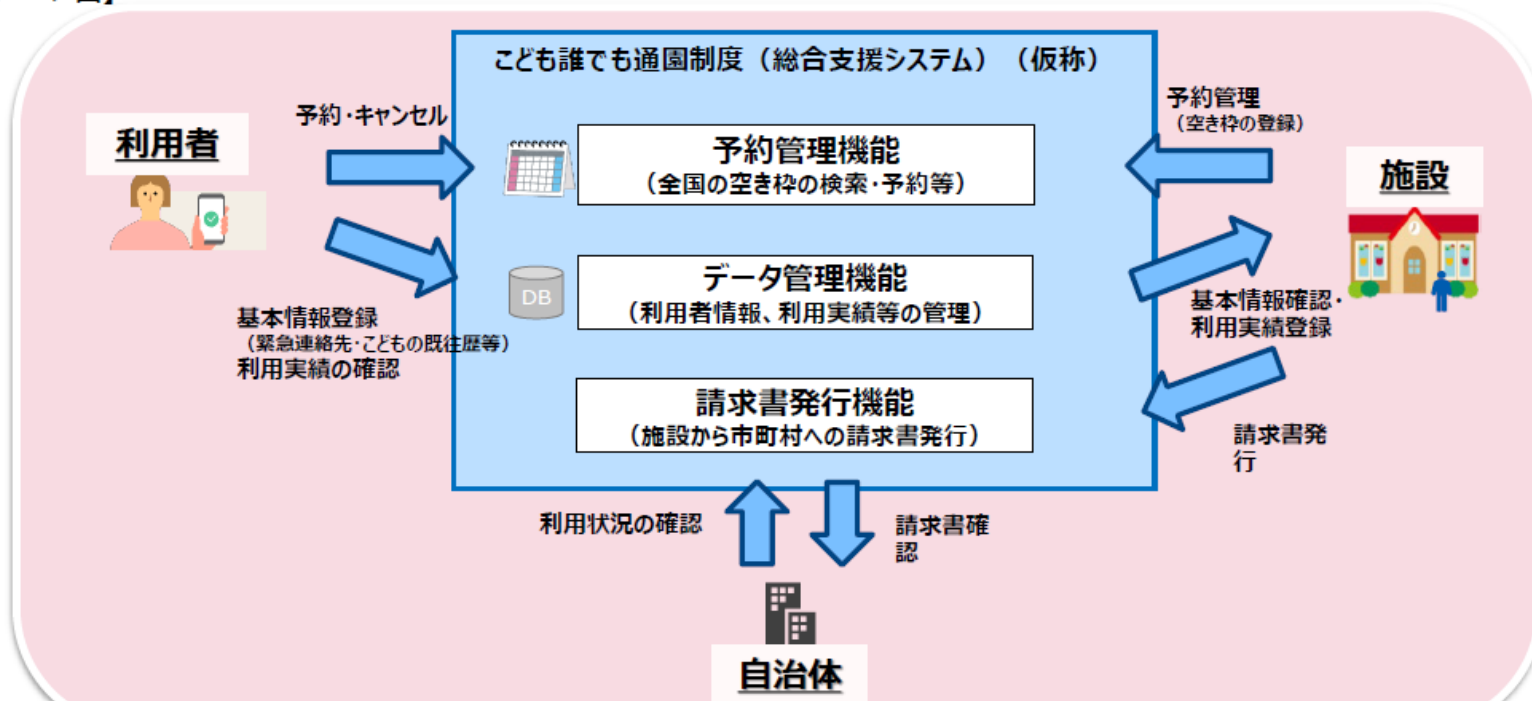
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



※令和7年度からの運用を目指し、システム構築中